

# 農林水産商工常任委員会資料

## (令和5年9月20日)

項 目	ページ
■ 鳥取県東部における県外企業（サテライト拠点）の立地決定について 【立地戦略課】……………	2
■ 鳥取県中小企業団体中央会と鳥取県による新会館整備及び 県内中小企業支援に係る連携協定の締結について 【企業支援課】……………	3
■ 令和5年度鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議の開催結果について 【雇用・働き方政策課】……………	5
■ 令和5年度鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について 【雇用・働き方政策課】……………	6
■ 経済団体への障がい者雇用推進の要請について 【雇用・働き方政策課】……………	7
■ 「持続発展的なリモートワーカー育成等に関する協定」の締結について 【産業人材課】……………	8

商 工 労 働 部

# 鳥取県東部における県外企業（サテライト拠点）の立地決定について

令和5年9月20日

立地戦略課

鳥取県東部において、日野自動車株式会社（本社：東京都日野市）及び株式会社 GEO(ジオ)ソリューションズ（本社：兵庫県西宮市）のサテライト拠点の立地が決定しましたので、報告いたします。

## 1 日野自動車株式会社

### (1) 進出概要

- ・トラック・バス製造販売大手の日野自動車株式会社（本社：東京都日野市）が中国地方における中山間地域交通のオペレーション拠点として鳥取市への立地を決定されました。
- ・同社は、近年、特に地方で問題となっている地域交通分野の課題解決に取り組んでおり、令和5年1月から智頭町の地域交通再編に関わることになったことをきっかけに、この度、拠点設置に至ったものです。なお、智頭町では令和5年7月1日から、乗務員管理や乗務記録等を代行する遠隔運行管理を専門に受託を開始していますが、民間企業として全国初の取組です。（日野自動車調べ）
- ・鳥取市の拠点では、智頭町で受託している遠隔運行管理業務に加えて、地域住民のニーズに合った交通政策立案のサポートを行う地域交通コンサル業務、関係者間の協議や許認可手続き等を支援する自家用有償申請サポート業務を行う予定であり、今後、鳥取の拠点から中国地方に取組を広げていく予定です。

### (2) 企業概要

- ①企業名 日野自動車株式会社（所在地：東京都日野市日野台3丁目1番地1）
- ②代表者 代表取締役社長 CEO 小木曾 聡
- ③資本金 72,717百万円
- ④事業概要 トラック・バス、小型商用車・乗用車、各種エンジン、補給部品の製造等
- ⑤従業員 34,231人
- ⑥売上高 1,507,336百万円

### (3) 鳥取拠点設置の概要

- ①所在地 SANDBOX TOTTORI（鳥取市浜坂1390-224）
- ②入居開始 令和5年9月下旬（予定）
- ③雇用人数 4名（うち正規雇用1名）
- ④事業内容 自家用有償旅客運送の遠隔運行管理受託業務、地域交通コンサル業務、自家用有償申請サポート業務

## 2 株式会社 GEO(ジオ)ソリューションズ

### (1) 進出概要

- ・用途に応じたドローンの開発・加工を行う同社では、開発・加工において県内事業所と連携していたこともあり、新たな拠点設置を目的として進出を決定されました。
- ・一般的なドローンでは対応できない劣悪・特殊な環境（暗所、高湿度、狭所、急水流、非通信等）下でも活用できるオリジナルドローンの開発、運用及び既存のドローンを劣悪・特殊な環境等で活用できるように加工する取り組み等を実施予定です。また、これら製造技術の人材雇用・育成を実施し、将来的にはドローン製造拠点として事業実施していく予定です。

### (2) 企業概要

- ①企業名 株式会社 GEO(ジオ)ソリューションズ（所在地：兵庫県西宮市和上町1-31）
- ②代表者 代表取締役社長 藤井 達司
- ③資本金 13百万円
- ④事業概要 施設点検（オリジナル無人機（ドローン等）開発）、システム開発、各種測量調査
- ⑤従業員 72人（令和5年8月4日現在）
- ⑥売上高 670百万円（R3.10～R4.9）

### (3) 鳥取拠点設置の概要

- ①所在地 KDS テナント 4号（鳥取市賀露町南3丁目3034番地1）
- ②入居開始 令和5年9月下旬（予定）
- ③雇用人数 3名（うち正規雇用2名）
- ④事業内容 用途に応じたドローンの開発・加工

## 3 県の支援見込み

上記の取組に対して、とっとり先駆型ラボ誘致・育成補助金で支援を予定

（補助率：1/2、上限額：200万円、対象経費：事業所賃借料、機器取得・賃借費、通信費等）

# 鳥取県中小企業団体中央会と鳥取県による 新会館整備及び県内中小企業支援に係る連携協定の締結について

令和5年9月20日  
企業支援課

鳥取県中小企業団体中央会の新会館整備を契機とした県内中小企業の経営支援強化及び県内の脱炭素化の促進を図るため、鳥取県中小企業団体中央会と鳥取県は連携協定の締結式を開催しましたので、ご報告します。

## 1 「新会館整備及び県内中小企業支援に係る連携協定」の締結

### (1) 協定者（2機関2者）

鳥取県中小企業団体中央会 谷口 譲二 会長  
鳥取県 平井 伸治 鳥取県知事

### (2) 協定締結日 令和5年9月7日

### (3) 背景及び目的

- ・旧会館（昭和41年建設）について、令和3年度に耐震診断を実施したところ、基準は上回ったものの経年劣化により今後基準を下回ることが想定されるため、建替を決定。
- ・令和5年8月10日、中央会から知事に対して新会館整備支援及び組合支援等に係る県との連携強化に対する要望があり、その際に、新会館建設を通じて、省エネや創エネによるエネルギーの自給・自立に向けた県内の脱炭素化の取組推進やより一層の経営支援強化を図るため、協定を締結し双方連携しながら取り組んでいくこととしたもの。

### (4) 協定（連携する業務）の概要

鳥取県中小企業団体中央会が取り組む以下の事項について、県は円滑に遂行できるよう支援する。

- ・新会館整備における脱炭素化（「ZEB」（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のいずれかの評価基準を満たす）への取組
- ・新会館をモデル事例とする脱炭素化に係る県内中小企業等への普及啓発の取組
- ・組合等の人材の確保・育成及び販路拡大に資する取組
- ・経営的手法の活用により地域の課題解決に資する取組 等

## 2 新会館の概要

### (1) 名称 鳥取県中小企業団体中央会 新会館（鳥取市富安1丁目）

※旧会館は解体工事中で（協）鳥取卸センター会館（鳥取市千代水）内に一時移転中

### (2) 延床面積 570㎡・・・1階：300㎡（主に執務室）、2階：270㎡（主に会議室）

### (3) 主な特徴

#### ア ZEB対応

新会館では「ZEB Ready」の認証（省エネ基準に比べて50%以上のエネルギー消費量削減）を目指すこととし、高効率空調、全熱交換設備、LED照明、窓サッシ、エコキュート、太陽光発電設備等を整備する。

（参考）ZEB・・・「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略。エネルギー使用量削減（省エネ）と再生可能エネルギー創出（創エネ）によりエネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物。

#### イ 新設のオンラインルームを活用した迅速・機動的な組合等の支援

#### ウ BCP（事業継続計画）対応・・・大規模洪水に備え、情報機器や重要書類を2階に集約し保管

### (4) 整備スケジュール 解体：令和5年8月～10月 工事：令和5年11月～令和6年8月

## 3 県の対応状況

「鳥取県中小企業団体中央会新会館整備支援事業」

（予算額：43,900千円）を令和5年9月県議会において提案中。

## 4 今後の取組・目標

県とより連携を図りながら組合、組合員の経営支援強化を図るとともに、中央会の脱炭素化の取組をモデル事例として、組合員のみならず県内中小企業者にも広く周知し働きかけていく。



## 協 定 書

鳥取県中小企業団体中央会（以下「甲」という。）及び鳥取県（以下「乙」という。）は、甲の新会館（以下「新会館」という。）整備及び県内中小企業支援に係る連携強化に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、新会館整備を契機とした県内中小企業等協同組合及び組合員（以下「組合等」という。）への経営支援強化及び県内の脱炭素化の促進を図るため、甲及び乙が相互に連携を強化することで、組合等の経営の安定を図り、もって地域産業の発展に資することを目的とする。

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組むものとする。

- 一 新会館整備における脱炭素化（経済産業省の定める「ZEB」（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）のいずれかの評価基準を満たす）への取組
- 二 新会館をモデル事例とする脱炭素化に係る県内中小企業等への普及啓発の取組
- 三 組合等の人材の確保・育成に資する取組
- 四 組合等の販路拡大に資する取組
- 五 経営的手法の活用による地域の課題解決に資する取組
- 六 その他各組合等の個別の課題に対して経営の維持・安定のために特に必要と認められる取組

第3条 乙は、甲の前条の取組を円滑に遂行できるよう次の事項について連携協力を行う。

- 一 新会館整備に係る支援

二 甲が前条第2号から第6号までの取組を円滑かつ効果的に実施する上で必要と認められる支援

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力によって知り得た企業情報及び個人情報の取扱いについて、前条の連携協力事項を達成する目的以外には利用しないものとするとともに、個人情報保護に関する法令の規定に従うものとする。

2 前項の規定は、この協定の有効期間が終了した後もなお効力を有するものとする。

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲及び乙のいずれかが相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年9月7日

甲 鳥取市富安一丁目96番地  
鳥取県中小企業団体中央会  
会 長 谷口 譲二

乙 鳥取市東町一丁目220番地  
鳥 取 県  
鳥取県知事 平井 伸治

## 令和5年度鳥取県多文化共生支援ネットワーク会議の開催結果について

令和5年9月20日  
雇用人材局雇用・働き方政策課  
観光交流局交流推進課

技能実習制度及び特定技能制度の有識者会議における見直し状況、特定技能2号の分野拡大等について、情報共有、意見交換の場を持ち、各機関が連携して多文化共生社会の実現に取り組んでいくため、「令和5年度鳥取県多文化共生支援ネットワーク全体会議」を開催しましたので報告します。

- 1 日時：令和5年8月22日（火）午前10時30分から午前11時30分まで
- 2 場所：とりぎん文化会館第3会議室（オンライン併用）
- 3 参加者：国機関（労働局、出入国在留管理局）、商工団体、市長会その他関係団体等、県関係部局
- 4 内容：技能実習制度・特定技能制度の見直し・変更等について情報共有を行い、外国人の雇用や在住外国人が増加した際の対応等について意見交換を行った。今後も引き続き、国や県の情勢や制度等について随時情報共有し、関係機関で相互に連携して外国人材の受入れ環境の整備に対応していくことを申し合わせた。

### 5 会議での主な発言：

#### ○技能実習制度・特定技能制度の見直し

- ・賃金格差で都会に集中しないよう、転籍には一定の制限を設けてほしい。（商工会連合会）
- ・見直しで特定技能にある分野でしか受入れできなくなると困る。都会への流出も懸念。（中小企業団体中央会）

#### ○特定技能2号の分野拡大 ※ 本年8月31日付けで省令が改正・施行され、同日から開始された。

- ・縫製業・木工業の企業より、特定技能の分野に加えてほしいという分野拡大の要望がある。（商工会連合会）
- ・人手不足が顕著になっており、在留期間に制限のない特定技能2号の分野に宿泊が含まれたことに期待。（旅館ホテル生活衛生同業組合）

#### ○その他

- ・台風の際、警戒情報等の発信を実施したが、今後も防災に関する情報発信を適時適切に対応していく。（国際交流財団）
- ・在留資格申請書類の煩雑さに苦慮したり、外国人の日本語能力やコミュニケーション力向上を課題と感じたりする企業がある。（商工会連合会）
- ・円安の状況で、特にベトナム人は日本を敬遠。外国人に来てもらう魅力を作ることが大切。（行政書士会）
- ・外国人を雇いたい観光関係者と働きたい外国人をマッチングする施策が必要という声がある。（観光連盟（山陰インバウンド機構意見））

#### ○地域部会の開催結果（7月19日（水）、県中部総合事務所にて東・中・西部合同で開催）

- ・日本語教育については、小中学生の年代の外国人を対象としたマンツーマン教育や初歩的な日本語指導を行っている市町があるが、日本語講師の募集や育成に課題がある。
- ・今後も市町村、鳥取県国際交流財団等と情報共有を行い、在住外国人の現状や課題を把握し、外国人が安心して生活できるよう全県的な日本語教育体制の構築や、やさしい日本語の普及など必要な取組を進めていくことを確認した。

### 6 今後の予定

- ・県として必要な要望は国に行いつつ、ネットワークとしては情報を共有して言葉やコミュニケーションを含めた環境整備等の課題について連携して対応していく。

### <参考>鳥取県内の外国人雇用状況（令和4年10月末時点、鳥取労働局公表）

（人）

在留資格		専門的・技術的分野の在留資格	特定活動	技能実習	資格外活動（留学など）	身分に基づく在留資格	合計
人数		(※) 528	102	1,474	318	650	3,072
内訳	ベトナム	134	55	847	80	20	1,136
	中国	91	3	166	46	153	459
	フィリピン	27	1	89	2	325	444
	インドネシア	16	10	191	13	9	239
	その他	260	33	181	177	143	794

(※) 特定技能を含む。令和4年12月末時点の特定技能在留外国人数：357人

## 令和5年度鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について

令和5年9月20日  
雇用人材局雇用・働き方政策課

県内の障がい者雇用の状況及び課題を共有し、必要な支援策等について協議するため、「鳥取県障がい者雇用推進会議」を開催しましたので、報告します。

1 日時 令和5年8月23日（水）午前10時30分から正午まで

2 場所 鳥取県立図書館 大研修室（オンライン併用）

3 参加者 会長 副知事  
委員 鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、障害者就業・生活支援センター、就労支援機関、鳥取労働局、鳥取障害者職業センター、市長会、町村会、県関係部局、教育委員会

### 4 内容

県内の障がい者雇用の状況、障がい者の就労・職場定着に向けた取組について情報共有を行った後、障がい者雇用の推進のための今後の対応について意見交換を行った。

### 5 会議での主な発言

#### ○障がい者の就労・職場定着に向けた取組状況

・令和6年4月に法定雇用率が引き上げられるため（2.3%→2.5%）、影響を受ける見込みの企業（40社程度）へ各ハローワークが出向き、法改正の周知、雇用確保の相談に応じている。（鳥取労働局）

#### ○障がい者雇用の推進のための今後の対応等

- ・企業として障がい者雇用に取り組む意欲はあっても、デジタル化の進展でバックオフィス（間接業務）的な業務が縮小する中で、マッチングがうまくいかず雇用できない現状がある。デジタル化時代の障がい者雇用のあり方を検討する必要がある。（鳥取県商工会議所連合会）
- ・デジタル関係などの在宅でもできる業務が増えると思うので、こうした分野の職業訓練やリスキリングを進めてほしい。（鳥取県商工会連合会）
- ・建設事業者などからは「障がい者を雇用したいが障がい者がいない」と聞くが、就職率が6割程度とのことでギャップを感じる。障がい者の求職情報が事業者が届いていないのではないかと思う。ミスマッチ防止のため、就職前の職場実習やトライアル雇用の活用も大切である。（鳥取県中小企業団体中央会）
- ・障がい者の様子をしっかりと把握し、現場と管理者で情報共有できていて、支援機関との連携も取れている企業は、職場定着につながるという印象がある。（障害者就業・生活支援センター）
- ・ジョブコーチを増やすだけでなく、ジョブコーチをもっと活用してもらおう仕組みも必要である。（障がい者職場定着推進センター）

### 6 今後の予定

- ・障がい者雇用のためのガイドブック（令和4年度作成）の普及を図り、企業の受入態勢の整備を図っていく。
- ・ジョブコーチ（職場適応援助者）養成研修を11月～12月に開催し、ジョブコーチ支援体制の充実を図る。

#### <参考1>障がい者の雇用状況

区分	障がい者雇用 実人数	実雇用率	実雇用率 全国順位	法定雇用率 達成企業割合	(参考) 全国実雇用率
令和4.6.1	1,415人	2.39%	19位	60.3%	2.25%
令和3.6.1	1,422人	2.43%	15位	60.1%	2.20%

#### <参考2>障がい者の職業紹介状況

区分	就職率 (B/A)	新規就職申込 件数(A)	有効求職者 数	就職件数 (B)	(参考) 全国就職率
令和4年度	63.9%	1,168件	2,390人	746件	43.9%
令和3年度	69.4%	1,094件	2,254人	759件	42.9%

## 経済団体への障がい者雇用推進の要請について

令和5年9月20日  
雇用人材局雇用・働き方政策課

9月の障がい者雇用支援月間に合わせ、知事、鳥取労働局長、県教育長から経済4団体に対して、障がい者雇用推進の要請活動を行いました。また、事業者団体や県出資法人に対しても、関係部局を通じて障がい者雇用の推進について依頼しました。



### 1 経済団体への要請

#### 〔要請日〕

令和5年9月8日（金）

#### 〔要請者〕

知事、鳥取労働局長、県教育長

#### 〔要請先〕

鳥取県商工会議所連合会、鳥取県中小企業団体中央会、  
鳥取県商工会連合会、一般社団法人鳥取県経営者協会の各会長

#### 〔要請のポイント〕

- ・令和4年6月1日時点で法定雇用率を達成した企業の割合は60.3%と前年及び全国平均を上回ったが、障がい者雇用率及び障がい者就職件数はわずかに減少した。
- ・令和6年4月には法定雇用率が2.5%に引き上げられ、一般就労を希望する障がい者も年々増加傾向にある中、更なる障がい者の就職機会の拡大が求められている。
- ・また、「共生社会」実現のためには、就労を通じた社会参加が重要であり、障がい者の希望や適性を踏まえ、その能力を十分に生かし、活躍できる職場づくりが必要である。
- ・障がい者雇用の促進と障がい者が働きやすい職場づくりに一層の御理解と御協力をお願いする。

### 2 事業者団体、県出資法人への依頼

県内の事業者団体や県出資法人（51団体）へ、1の経済団体への要請についてお知らせした。併せて、障がい者雇用の推進についての一層の理解、協力を文書で依頼した。

### 3 障がい者の雇用と職場定着に向けた県の主な取組

#### (1) 企業トップセミナー（R5.9.7開催、参加者63名）

障がい者雇用に対する経営者の理解を促進するため、障がい者雇用の意義と効果、企業における課題解決と効果的マネジメント等についての講演を行った。

#### (2) ガイドブック「ともに働く職場づくり～障がいの有無に関わらず働きやすい職場を目指して～」の普及

##### ア 障がい者雇用基礎セミナー（R5.5.19開催、参加者69名）

障がい者未雇用企業を主な対象として、ガイドブックを活用して障がい者雇用の基礎を学ぶセミナーを開催した。

##### イ ガイドブック普及セミナー（11～12月に2回開催予定）

ガイドブックの活用方法の説明、チェックリストを用いたグループワークを行うセミナーを開催する。

#### (3) 障がい者雇用の取組事例紹介動画（介護、農業、小売業等6社）

障がい者が働きやすい職場づくりのポイントや雇用に向けた取組方法等を紹介する動画を作成し、障がい者雇用に取り組む企業が参考にできるよう普及する。

#### (4) ジョブコーチ養成研修の開催（11月～、募集人数30名）

令和4年度に続き、県内でジョブコーチ養成研修を開催する。

#### (5) 障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問

障がい者雇用に関する取組の推進を図るため、国ハローワークや障害者就業・生活支援センターとの合同での企業訪問、県単独で企業訪問した際の関係機関との情報共有を行っている。

## 「持続発展的なリモートワーカー育成等に関する協定」の締結について

令和5年9月20日  
雇用人材局産業人材課

「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」(令和5年度新規事業)で実施しているリモートワーカー育成プログラムを基盤に、今後、地域経済を支える幅広いデジタル人材の育成や就労支援など、本事業の一層の拡充・展開を図るため、育成プログラムを提供・運営する企業・団体と協定を締結しました。

### 【締結式の概要】

#### 1 日時・場所

9月15日(金)11時30分～12時 (鳥取県庁特別会議室)

#### 2 出席者(締結団体の代表者)

でじたる女子活躍推進コンソーシアム 代表 月田 有香(つきた ゆうか)

スマートワーク株式会社 代表取締役 吉田 徹(よしだ とおる)

有限会社クレイド 代表取締役 平尾 貴志(ひらお たかし)

特定非営利活動法人 bankup 代表理事 中川 玄洋(なかがわ げんよう)

鳥取県知事 平井 伸治



#### 3 協定の概要

##### (1) 目的

デジタル技術を活用できる地域人材の育成及び就労支援を通じた地域人材の自立及び活躍の推進並びに県内産業の活性化

##### (2) 協定の主な内容(リモートワーカー育成を起点とした取組の拡大・発展)

・リモートワーカー育成・実践事業の拡大・発展及び自立化への連携・協力

・地域人材のデジタルスキル習得、リスキリング推進への連携・協力

・デジタルスキルを習得した地域人材の就労支援や多様な働き方への理解促進に関する連携・協力

#### 4 協定を踏まえた今後の取組(予定)

・リモートワーカー育成人数や育成コースの拡充

・育成したリモートワーカーへの安定的な業務供給

・多様な働き方、キャリア形成に係る理解促進セミナー等の開催 等

### 【参考】とっとりリモートワーカー育成・実践事業

高単価で働くことができるリモートワーカーの育成(リスキリング支援)・就労支援、及びリモートワーカーの活用を通じた県内企業の業務効率化、生産性向上の推進等を目指す。

#### (1) リモートワーカー育成

受講者は、3つのプログラムから1つ選択して座学(オンライン)で学んだ後、プログラム提供企業の指導(OJT)のもと、数名のチームで実際に業務を受注し、報酬を得ながらスキル定着や就労を目指す。

育成プログラム	主な習得内容	プログラム提供・OJT	定員	応募者数	選考結果
SAP(エスエーピー)デスターコース(※女性対象)	SAPシステム操作、動作テスト業務スキル	でじたる女子活躍推進コンソーシアム	15名	57名	19名
ホームページ制作コース	制作ツール Wix によるHP制作スキル	スマートワーク、デジタルハリウッド米子	20名	69名	21名
ウェブライティングコース	マーケティング、ライティングスキル	NPO 法人 bank up	15名	59名	15名
計			50名	185名	55名

#### (2) 取組経過等

・5月11日 「とっとりリモートワーカーの育成・活用コンソーシアム」設立

(構成) でじたる女子活躍推進コンソーシアム((株)MAIA、SAPジャパン(株)、(一社)グラミン日本)、

スマートワーク(株)、(有)クレイド(デジタルハリウッド STUDIO 米子)、NPO 法人 bankup、鳥取県

・6月～8月 受講者募集(定員50名に対し185名が応募)

・9月上旬 選考した55名で各プログラム順次スタート(オンラインで知識・スキル習得)

・令和6年1月～ 習熟度に応じたOJT(業務実践)を経て、受講者の意向を踏まえた就労支援を実施



## 持続發展的なリモートワーカー育成等に関する協定

でじたる女子活躍推進コンソーシアム、スマートワーク株式会社、有限会社クレイド及び特定非営利活動法人bankup（以下「連携団体」という。）と鳥取県は、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、リモートワーカー育成をはじめとするデジタル技術を活用できる地域人材の育成及び就労支援等について、連携団体及び鳥取県が相互に連携・協力して取り組むことを通じて、地域人材の自立及び活躍の推進並びに県内産業の活性化に寄与することを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 連携団体及び鳥取県は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）「とっとりリモートワーカー育成・実践事業」の事業拡大・発展及び自立化に関すること
- （2）地域人材のデジタル技術習得、リスクリングに関すること
- （3）デジタル技術を習得した地域人材の就労、就業支援に関すること
- （4）デジタル技術を習得した地域人材の多様な働き方への理解促進に関すること
- （5）デジタル技術の習得を通じた地域の女性の成長・自立に関すること
- （6）地域人材のデジタル技術の習得等に関する地域内外への情報発信に関すること
- （7）その他、デジタル人材の活躍と県内産業の活性化に関すること

2 前項の項目は連携団体及び鳥取県の間で協議し、追加又は変更することができる。

3 連携及び協力に関する具体的内容については、連携団体及び鳥取県が協議の上、定めるものとする。

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、連携団体又は鳥取県から特段の申立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 連携団体は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。また、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（個人情報）

第5条 連携団体は、本協定に基づく業務に当たり知り得た個人情報について、個人情報保護法及び自治体個人情報保護条例並びにその他関係法令等の規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

（疑義の処理）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、連携団体及び鳥取県が協議して定めるものとする。

（確認事項）

第7条 本協定の締結により、連携団体が、本県以外の地方公共団体等と連携し協力すること及び連携団体以外の民間企業と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

上記の協定締結を証するため、本書5通を作成し、連携団体及び鳥取県において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 9月15日

東京都港区六本木一丁目4番5号  
でじたる女子活躍推進コンソーシアム 代表 月田 有香

東京都港区海岸一丁目9-15-2401  
スマートワーク株式会社 代表取締役 吉田 徹

鳥取県米子市祇園町二丁目13  
有限会社クレイド 代表取締役 平尾 貴志

鳥取県鳥取市栄町627 MARCHING bldg. 1階  
特定非営利活動法人bankup 代表理事 中川 玄洋

鳥取県鳥取市東町一丁目220  
鳥取県 鳥取県知事 平井 伸治